

平成25年11月6日

事業主 各位

日本金属プレス工業厚生年金基金  
理事長 須藤 修司

貴社退職金制度に関するアンケート調査の  
実施について（ご協力依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当基金の事業運営につきましては、平素からご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日「厚生年金保険法等の改正法（基金制度の経過的廃止と企業年金制度への移行促進）の成立に関するお知らせ（平成25年6月26日通知）」、「基金だより2013年8月号No.173」及び「年金受給者だより2013年9月号No.57」にてご案内いたしましたとおり、この改正法が6月26日に公布され、平成26年4月1日から施行される見込みです。

このたびの改正法の詳細な取り扱いにつきましては、今後、公布される政省令（平成25年12月見込み）並びに発出される施行通知等の通達（平成26年1月見込み）で明らかになる予定です。

当基金は、この政省令等の内容を検証した上で、新制度への対応について検討してまいります。

検討に先立ちまして、当基金の財政面では、最低責任準備金（代行部分の債務）に対する資産を保全しており、さらなる積立水準の上積みを目指しているところです。一方、その基金財政に裏打ちされた新制度の選択肢を検討するために、当基金の全ての設立事業所（ご加入各事業所）各位の把握する必要があります。

先ずは、当基金の設立事業所各位の退職金制度の状況について、このたびご確認をさせて頂きたく、別添のとおり、貴社の退職金制度に係るアンケート調査を実施させて頂くこととなりましたので、全ての設立事業所の皆様には是非ともご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、業務繁忙の折、誠に恐縮に存じますが、別添の回答書を当基金宛てに、ファクシミリ（03-5638-7815）にて送信のうえ、平成25年12月6日までに、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

なお、制度移行の検討に当たり、適宜必要に応じて、アンケート調査の実施を再度お願いすることもありますことを予めご了承願えれば幸甚に存じます。

（事業所No.：「事業所No.」）

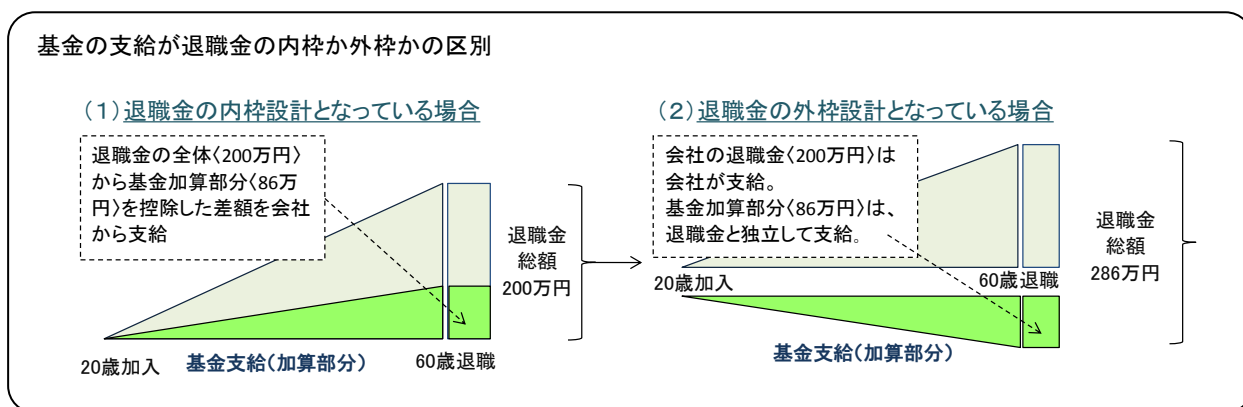
日本金属プレス工業厚生年金基金 御中  
 (FAX03-5638-7815.)

貴社退職金制度に係るアンケート回答票

事業所名：《設立事業所名》

1. 貴社の退職金における厚生年金基金（加算部分）の支給の位置付けについてご選択ください。  
 （退職金の支給の内枠か外枠かについて、○印をご記入願います）

貴社の退職金規程（制度）の内枠	貴社の退職金規程（制度）の外枠
-----------------	-----------------



2. 貴社の現在の退職金制度で該当する項目の右欄に○印をつけてお選びください。（複数選択可）

退職金制度	該当制度
退職一時金（自社積立）	
確定給付年金（DB）	
確定拠出年金（DC）	
キャッシュバランス	
中小企業退職金共済（中退共）	
その他の制度（具体的に）	

3. 厚生年金基金制度や改正法などに関する事項について、ご意見、ご要望ご記載ください

4. ご回答者様の所属部署・連絡先・氏名

貴社／所属部署

電話番号

氏名

以上、ご協力有難うございました。

（事業所No.：《事業所No.》）

# 厚生年金保険法等の改正（基金制度の見直しと企業年金制度への移行促進）法の公布に関するお知らせ

このたび、第一八三回国会（常会）に平成二十五年四月十二日付で衆議院に提出された「公的年金制度の健全性および信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」と略します。）」案」については、平成二十五年六月十九日に可決成立のうえ、平成二十五年法律第六三号として六月二十六日に公布され、平成二十六年四月一日に施行される見込みです。

この改正法については、すでに事業主各位を通じてご案内いたしましたところですが、改正法の内、厚生年金基金制度見直しに関する概要に焦点をあて、お問合せ内容を踏まえつつ、改めてお知らせいたします。

## これまでの経緯

平成二十四年一月から証券取引等監視委員会が実施した検査の過程で、厚生年金基金等の顧客から預かった約二〇〇億円の年金資産の大半を消失させた、いわゆる「A-I-J投資顧問事件」が発覚しました。

顧問（株）が関東財務局から行政処分（一年間の業務停止処分と業務改善命令）を受け、同年三月十四日に辻厚生労働副大臣（民主党政権）を本部長とする「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する特別対策本部（以下「特別対策本部」）」の指示のもと、厚生労働省に「厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議（以下「有識者会議」と略します。）」が設置され、同年七月六日に有識者会議から報告（委員十三名中、厚生年金基金制度については存続意見が十二名、廃止の意見は一名にもかかわらず、両論併記と整理）されました。

厚生年金基金については存続可能とし、その他の健全な代行保全基金については他の企業年金制度（企業年金基金等）等への移行を促し、代行割れしている基金については、移行期間（改正法施行後五年間）中の特別解散と移行期間経過後の解散命令等々が盛り込まれ、厚生年金基金の選択肢が多少残される法案となりました。

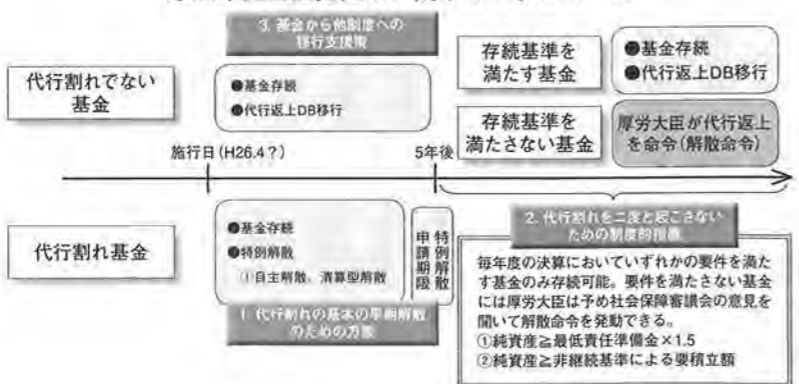
## 当基金の対応方針

これまで、当基金は法令および通達に則って、財政決算のたびに、政府の定める財政運営基準に基づき、財政検証のうえ、その積立水準に適合し、掛金を引上げることなく健全に事業運営してきたところです。

ご承知のとおり、当基金はA-I-J投資顧問および系列会社とは、直接、間接を問わず一切かわかっておりません。

当基金といたしましては、このたびの法律改正を受け、政省令および通達並びに多方面からのご意見を踏まえつつ、移行期間（改正法施行後五年間）中において、最低責任準備金（代行部分の債務）に対する純資産の積立水準（一〇〇%以上）を保全しつつ、加算部分の資産をさらに上積みし、金属プレス業界における年金制度のあり方を念頭に、確定給付企業年金（DB）制度等への移行の選択肢を検討するなど、設立事業所の事業主および加入員並びに受給権者の皆様方の利益を守るべく最大限の努力を重ねてまいります。

厚生年金基金見直しに関するスケジュール



## I. 改正法の内、厚生年金基金制度の見直し制度の趣旨

※現時点では、移行期間中および移行期間経過後の詳細な財政運営基準等は不明です。

1. 移行日から五年以内（移行期間）
  - ① 代行保全基金（最低責任準備金に対する積立水準が一〇〇%以上）
  - ② 基金存続
  - ③ 代行返上のうえ確定給付企業年金（DB）制度等に移行：加入員の三分の二の同意を要す
2. 移行日から五年経過（移行期間経過）後
  - ① 存続基準を満たす基金
  - ② 積立水準一五〇%以上または最低積立水準額の一〇〇%以上
  - ③ 基金存続（存続基準：積立水準一五〇%以上または最低積立水準額の一〇〇%以上）
  - ④ 代行返上のうえDB等に移行：加入員の三分の二の同意を要す
  - ⑤ 解散と同時にDB等新規設立

## II. 改正法の内、国民年金法における第三号被保険者等の特例制度の趣旨

1. 第三号被保険者期間のうち不整合期間を有する者が、厚生労働大臣に対し届出を行ったときは、当該期間を受給資格期間への算入期間とみなすとともに、八の政令で定める日の翌日から起算して三年を経過する日（以下「特定保険料納付期限日」という。）までの間、一定の範囲で特定保険料の納付を可能とする。
2. 施行日において、不整合記録に基づき、老齢基礎年金等を受給している者については、特定保険料納付期限日の属する月までの間、受給額の水準を維持するものとする。また、四の特定保険料の納付がなかった場合、その後の老齢基礎年金額については、受給額の

なお、当基金の平成二十四年度決算は、平成二十五年九月開催予定の代議員会で確定いたしますが、幹事銀行（三井住友信託銀行）の概算推計値によれば、最低責任準備金（代行部分の債務）に対する純資産の積立水準は、現行法基準によれば一〇一%（改正法による厳しい新基準によれば九七%）の見込みです。

- ちなみに、直近（本稿作成時現在）五月末の積立水準は、厳しい新基準を適用しても、一〇二%（概算推計）と代行部分を保全しております。さらに積立水準を上積みしたく存じますので、皆様方のご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。
- つきましては、新制度の詳細な取り扱いにつきましては、今後、公布される政省令並びに発出される施行通知等（通達）を待って、追ってお知らせいたしますので、予めご了承いただければ幸いです。
- また、当分の間（新制度への移行等が代議員会で決定されるまでの間）における規約に定める給付（年金および一時金）の取扱については、現行どおり何等変わることはありませんので、先ずはご安心いただき、今後ともご注視のうえ、ご理解とご協力を何卒よろしくお願い申し上げます。

百分の九〇を限度として、減額を行うものとする。

3. 障害基礎年金、遺族基礎年金等の保険料納付要件の特例等を十年間延長する。